

第 8 期
越谷市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

安心・支え合い・いきいき高齢者プラン



令和3年3月

越 谷 市

第8期越谷市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

～安心・支え合い・いきいき高齢者プラン～

令和3年3月
越谷市

はじめに

介護が必要な高齢者を社会全体で支えあう仕組みとして、介護保険制度が平成12年（2000年）に創設されて以来、21年が経過しました。その間、サービス提供事業者は着実に増加し、利用者も制度創設時と比べ3倍以上となるなど、今や高齢者の生活になくてはならないものとして、定着・発展しています。

また、全国的な人口減少や急速な高齢化の進展、中でも、医療や介護の需要が増加するといわれている75歳以上の後期高齢者の割合が高齢者人口の50%を超えるなど、介護ニーズは一層の高まりを見せています。

そのような中、本市では、平成30年度から令和2年度までを計画期間とした第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「越谷市の特性や地域の力をいかして地域包括ケアシステムを強化し、市民が支え合い、助け合うまちを目指す」という基本目標を掲げ、市民・事業者・行政が連携して高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いの仕組みづくりを進めてまいりました。

このたび、令和3年（2021年）の介護保険法改正では、地域共生社会の実現を図るため、複雑化・多様化する介護ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備し、障がいのある方、子ども、子育て世帯、あるいは生活に困窮している方々へのサービスを一体的、重層的に取り組む施策展開が求められています。本市では、これらを実現するため、「高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸」「地域で安心して暮らせる支援体制の充実と介護予防の推進」「介護サービスや住まいなどの基盤整備」「介護人材の確保・育成」「医療と介護の連携」「認知症と共に生きる施策の推進」の6つを主要施策に位置づけた第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしました。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）に向け、医療や介護、障がいといった分野を超えた切れ目のないサービス提供を目指し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるまちづくりに全力を傾注してまいります。

結びに、本計画策定の基礎調査にご協力いただいた皆さまをはじめ、パブリックコメント等を通じ貴重なご意見を賜りました皆さま、さらに熱心にご審議いただきました越谷市介護保険運営協議会の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3年3月

越谷市長 高橋 努



目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
(1) 計画策定の背景	3
(2) 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格と位置づけ	5
(1) 計画の法的性格	5
(2) 計画の位置づけ（本市の他の計画との関係など）	5
3 計画の期間	7
4 計画の基本理念、長寿福祉社会像、計画の基本目標	8
(1) 計画の基本理念	8
(2) 長寿福祉社会像	8
(3) 計画の基本目標	9
5 計画の策定体制	11
(1) 「越谷市介護保険運営協議会」等における検討	11
(2) 市民の意識・意見の把握と反映	11
第2章 高齢者等の現状と課題	13
1 高齢者人口の状況	15
(1) 人口の構造	15
(2) 高齢者人口の推移	16
(3) 要支援・要介護認定者数の推移	17
(4) 認知症高齢者の状況	19
2 アンケート調査結果の要点	20
(1) 「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」結果より	21
(2) 「在宅介護実態調査」結果より	26
3 第7期計画のふりかえりと今後の課題	31
第3章 日常生活圏域と2025、2040年のすがた	33
1 日常生活圏域の設定	35
(1) 日常生活圏域の考え方	35
2 将来人口の推計	37
(1) 人口と高齢者人口の推計	37
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	39
(3) 認知症高齢者数の推計	40
第4章 施策の展開	41
◆施策の体系	43
主要施策1 高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸	47
(1) 生きがいくくりや社会参加の促進	47

(2) 疾病の予防と早期発見	52
(3) 健康づくりの推進	54
主要施策2 地域で安心して暮らせる支援体制の充実と介護予防の推進	56
(1) 地域で支え合う活動の推進	56
(2) 地域包括支援センターの体制強化と住民主体による介護予防活動の推進	61
(3) 地域ケア会議の推進	64
(4) 生活支援の推進	65
(5) 災害・感染症等対策の整備	68
主要施策3 介護サービスや住まいなどの基盤整備	71
(1) 介護保険に関する周知啓発	71
(2) 要介護認定の推進	73
(3) 介護サービスの基盤整備	75
(4) 居住環境の整備	79
(5) 保険料・利用料の軽減	81
(6) サービスの質的向上のためのシステムの充実	84
主要施策4 介護人材の確保・育成	89
(1) 介護従事者等の確保、質の向上	89
主要施策5 医療と介護の連携	91
(1) 在宅医療の推進	91
(2) 多職種による連携の強化	94
(3) 地域医療構想を踏まえたサービス提供体制	96
主要施策6 認知症と共に生きる施策の推進	97
(1) 認知症の早期診断・早期対応への支援	97
(2) 権利擁護事業の充実	99
(3) 認知症の人と家族介護者に対する支援の充実	101
第5章 介護保険事業の展開	105
1 介護保険事業の現状	107
(1) 居宅サービスの利用状況	107
(2) 地域密着型サービスの利用状況	111
(3) 施設サービスの利用状況	113
(4) 地域支援事業の状況	114
2 介護保険サービスの推計	115
(1) 被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計	115
(2) 居宅サービスの利用見込み	116
(3) 地域密着型サービスの利用見込み	123
(4) 施設サービスの利用見込み	127
(5) サービス基盤の整備	129
3 地域支援事業	132

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	133
(2) 包括的支援事業	134
(3) 任意事業	135
(4) 地域支援事業費の推計	135
4 介護保険事業費の推計と介護保険料の設定	136
(1) 給付費の推計	136
(2) 第1号被保険者の保険料負担額（保険料収納必要額）の算定	140
(3) 第1号被保険者の保険料の設定	141
第6章 計画の推進と進行管理	145
1 計画の進行管理	147
2 目標の設定と施策の達成状況の評価	147
3 効果的な情報提供の実施	148
資料	149
資料1 本計画における数値目標一覧（再掲）（「第4章」で掲げる目標から抜粋）	151
主要施策1 高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸	151
主要施策2 地域で安心して暮らせる支援体制の充実と介護予防の推進	151
主要施策3 介護サービスや住まいなどの基盤整備	152
主要施策4 介護人材の確保・育成	153
主要施策5 医療と介護の連携	153
主要施策6 認知症と共に生きる施策の推進	153
資料2 第7期と第8期の保険料の比較	154
資料3 各地区の状況	156
資料4 越谷市介護保険運営協議会	182
資料5 越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会	188
資料6 計画策定までの経緯	190
資料7 用語の説明	192

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

介護が必要な高齢者等を社会全体で支える仕組みである介護保険制度が平成12年(2000年)に創設されてから、21年が経過しました。この間、要支援・要介護認定者数、サービス利用者数は増加を続け、介護保険制度は高齢者の生活を支えるうえで不可欠なものとなっています。

こうした中、国においては、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の需要が増加するといわれる令和7年(2025年)を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできたほか、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護の受け皿整備、介護人材確保対策等の総合的な対策に取り組んできました。このことに関しては、本市においても、第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第7期計画」という。)に反映させて取り組んできたところです。また、令和7年(2025年)のさらにその先を展望すると、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、全国的に介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加するものと見込まれており、介護需要が増すだけでなく、生産年齢人口の減少により、介護人材不足がより顕著になることが予想されます。

事実、本市における高齢化率は、令和2年(2020年)10月1日時点で25.2%となっており、高齢者が占める割合は、今や4人に1人に達していることから、今後、介護需要は一層増すものと見込まれています。

介護保険制度は、介護予防・健康づくりの一層の推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進に加え、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点からも見直しを進めることが求められており、こうした点も踏まえ、計画策定を行う必要があります。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、平成30年(2018年)3月に第7期計画を策定し、「自立支援」「参加型福祉」といった基本理念のもと、5つの主要施策、計84の事業を展開してきました。

このたび、第7期計画期間の終了を迎えるにあたり、これまでの施策の実施状況や新たな課題、介護保険制度改正の内容等を踏まえて、間近に迫った2025年やその先の2040年を見据えた中長期的な視点に立った「第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第8期計画」という。)を策定します。

◇「地域包括ケアシステム」とは：

地域包括ケアシステムは、住み慣れた地域（や住まい）において、必要に応じて介護の予防や日常生活の支援が行われ、また、適切な医療や介護サービスが途切れることなく連携して提供されるような仕組みのことです。

こうした仕組みを、「日常生活圏域」（本市の場合は、13の行政区になります。）において構築することを目指しています。

本市では、各地区を担当する「地域包括支援センター」を12カ所設置しており、民生委員・児童委員や自治会等と連携して、高齢者の見守り活動にあたるほか、越谷市医師会に設置された「越谷市医療と介護の連携窓口」等が、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない医療と介護サービスの提供に努めています。

また、平成26年に介護保険法等が改正され、「地域包括ケアシステムの強化」として、介護予防や日常生活支援における地域住民の方々の参加が求められています。

【地域包括ケアシステムの姿】



進化する地域包括ケアシステムの「植木鉢」

植木鉢の絵は、ある一人の地域生活を支える地域包括ケアシステムの構成要素を示すものとして提示されています。地域住民が抱える課題によって「医療・看護」の葉が大きく表現され、「保健・福祉」が小さい葉として表現される場合もあれば、「介護・リハビリテーション」と「すまい」が大きく表現される場合もあります。

地域の中に多数の植木鉢が存在し、それぞれの住民ニーズにあった資源を適切に組み合わせ、様々な支援やサービスが有機的な連携のもと、一体的に提供される体制が担保されてはじめて、「住み慣れた地域での生活を継続する未来が可能になる。」というものです。

【地域包括ケアシステムの姿】挿絵の出典

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の法的性格

第8期計画のうち、「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「老人福祉計画」であり、高齢者の保健・福祉水準の向上を図ることを目的として、本市の高齢者福祉施策全般の方向性を示すために策定するものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定に基づくものであり、地域の要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護にかかる保険給付を円滑に実施するために策定するものです。

そして、老人福祉法及び介護保険法は、この「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものと規定しています。第8期計画は、このことを踏まえ、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

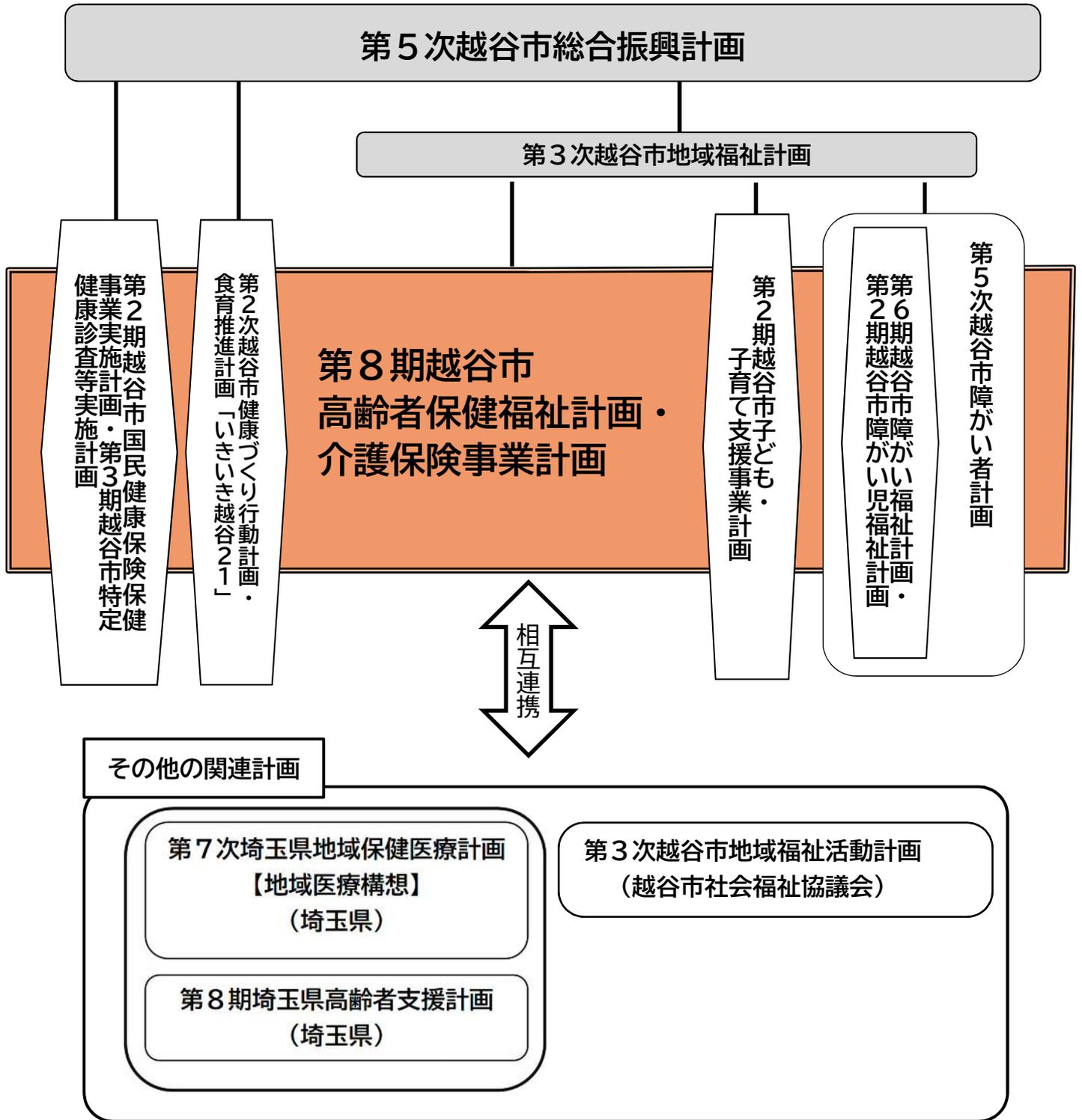
(2) 計画の位置づけ（本市の他の計画との関係など）

第8期計画は、介護保険法の規定に基づいて厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和3年厚生労働省告示第29号）を踏まえて策定しました。

また、本市の市政運営の根幹を成す「第5次越谷市総合振興計画」、及び地域福祉の推進の基本となる「第3次越谷市地域福祉計画」は、第8期計画の上位計画であり、策定期が重複することから、これらの計画との整合性を図るほか、埼玉県により同時並行で策定される「埼玉県高齢者支援計画」（第8期）、及び埼玉県が策定した「第7次埼玉県地域保健医療計画」内の「地域医療構想」との整合性も図っていきます。

このほか、「第5次越谷市障がい者計画」「第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画」「第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画『いきいき越谷21』」「第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画」「第3期越谷市特定健康診査等実施計画」など、本市の福祉・保健分野の関連計画との整合性、さらには、「第3次越谷市地域福祉計画」と同様に、越谷市社会福祉協議会が地域住民の立場から地域福祉を推進する計画として策定する「第3次越谷市地域福祉活動計画」とも連携のとれた計画として策定します。

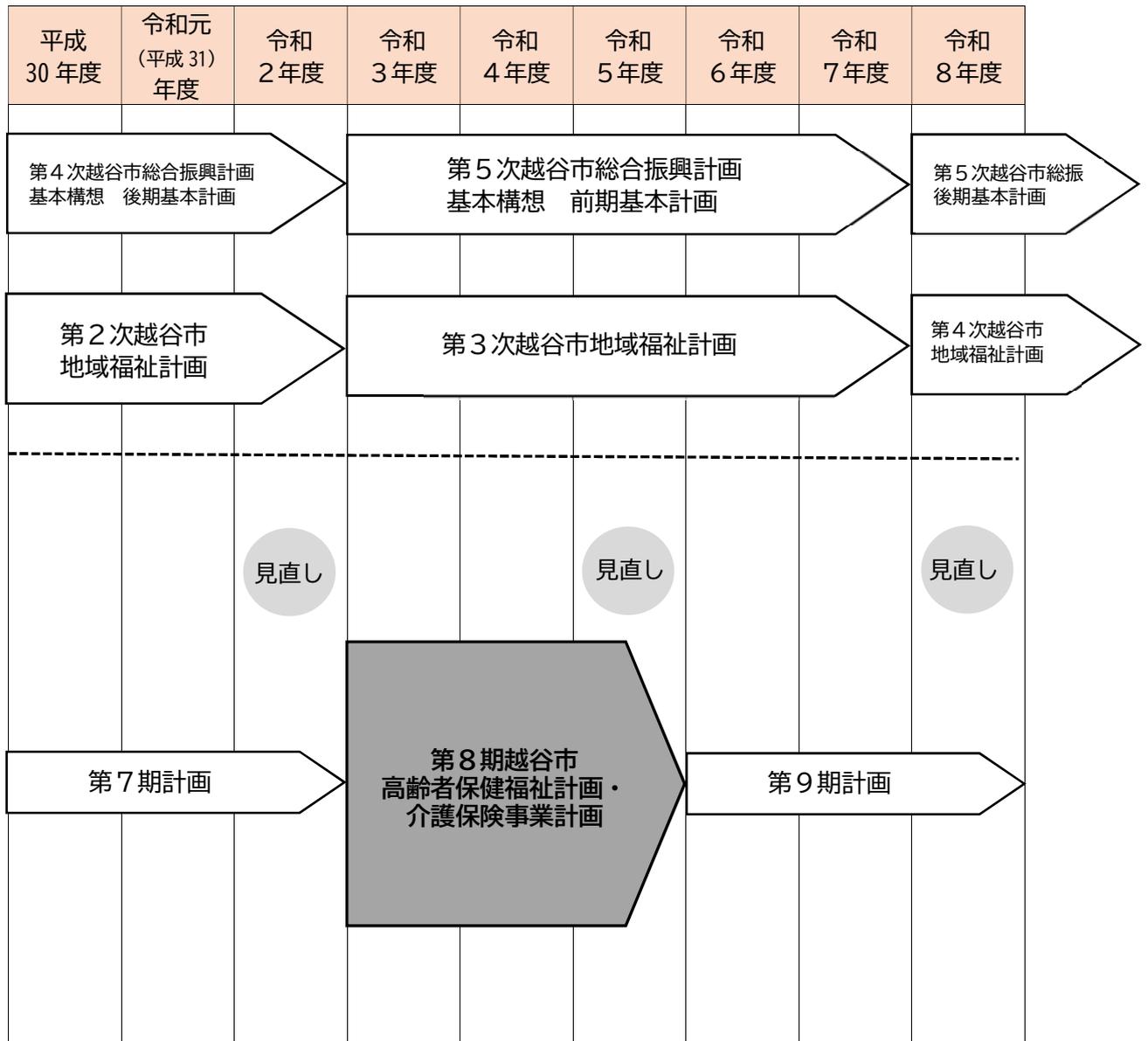
計画の位置づけ



3 計画の期間

第8期計画の期間は、介護保険法の規定により、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

また、第8期計画では、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）の状況を念頭に、計画期間の先の年度のサービス見込み量についても勘案するものとします。



4 計画の基本理念、長寿福祉社会像、計画の基本目標

(1) 計画の基本理念

第8期計画の上位計画である、第5次越谷市総合振興計画では、まちづくりの理念として、「人間尊重」と「市民主権」を、第3次越谷市地域福祉計画では、基本理念として「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」と掲げています。また、これまで第1期から第7期の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においては、同一の基本理念を掲げてきました。このことを踏まえ、本計画でも、これまでの基本理念を継承し次のとおり定めます。

[計画の基本理念]

高齢者の「自立支援」

市民・企業・行政の協働による「参加型福祉」

(2) 長寿福祉社会像

長寿福祉社会像に関しては、これまで平成12年（2000年）に策定した「第1期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」から「高齢者がすこやかにいきいきと安心して暮らせる社会」を掲げてきました。

このたびの第8期計画では、行政・政策の継続性等を尊重・重視しつつも、「第5次越谷市総合振興計画」における福祉分野の目標と整合性を図る観点から、次のとおり定め、市民・企業・行政がともに目指すべき方向として、取り組みを進めていきます。

[長寿福祉社会像]

高齢者が みんなとすこやかにいきいきと

住み続けられる 共生社会